



今月のテーマ 損害保険について考える

今月のつぶやき

これまで、生命保険については触れたことがあったが、今月からは損害保険について考えてみよう。

世の中には「損害保険」という保険商品はない。日本における民間の保険を「生命保険」と「損害保険」の2つに分類し、商法が規定しているというだけの話だ。その取り扱いは、保険の種類によって「生命保険会社」と「損害保険会社」に分かれている。読者の皆さんから、「どちらも保険だし“そんなややこしいことを知る必要も無い”」という声が聞こえてきそうだが、私も同感もつともである。

そうは言いつつも、確かに広義の意味では両者とも保険であって、無理して分けることはないのかもしれないが、必要性を理解するという意味において、あえて考えてみなければならない。なぜなら、その違いに気付かないまま加入した場合、「払ってもらえると思っていたのに、払ってもらえない」などのトラブルが起こったりするからだ。また、突然降りかかった災害が原因で甚大な損害が発生したり、高額な賠償責任を負ってしまった時、その補償をカバーするための「保険に加入していなかった」という事にならないためにも重要なことだ。「そんな保険が有ると知っていたら最初から加入していたのに…！」では“後悔先に立たず”である。

企業・家族・個人の殆どが大なり小なり加入している保険だが、保険料の家計に占める割合は決して少なくない。何の見直しも対策も取られなければ、固定費として延々と支出し続けることになってしまう。言い方を変えれば、延々と無駄な保険料を垂れ流し続けていると言っても過言ではない。高コストな家計の蛇口を閉め、ムダを排除し、必要なものに転化するために一緒に勉強しようではないか。

ふところが“損害”を被らないように…!?



一定額と実損額	
生命保険の基本的な考え方を終身保険を例に、もう少し噛み砕いてみよう。加入時に決めた保険金額が1,000万円であれば、死亡等の場合、その契約の100倍(一定の金額)が支払われる。病気やケガで入院した場合は「入院日額×○○倍」という具合に一定額	簡単に言うとこのようになるが、ああそとかと理解できる方はそんなに多くないはずだ。自分で解説しつつも、これじゃあ訳が分かんないよな…!?

損害保険って何?

生命保険とは、「人の生死を対象として一定の金額の保険金を支払う契約」のことである。ケガや病気をして入院・手術をすることになった場合、入院給付金や手術給付金が支払われ、死亡した場合には、死亡保険金が支払われる。

それに対し損害保険は、「偶然の事故によつて生じる損害に応じて保険金を支払う契約」のことだ。主に「物や財産を対象とした保険」で、実際に発生した損害の実額を支払うというものである。

生活

つぶやき「がんちゃん」の 生活にナニカト役立つ連載コラム

知恵袋

Vol-39



一生懸命
つぶやきます



■プロフィール
さいとう ひろかつ
齋藤廣勝
株式会社
トータルライフサポート代表取締役

- CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- 1級ファイナンシャルプランニング技能士
- 日本商工会議所 年金退職金等認定講師
- 住宅ローンアドバイザー

保険と暮らしの相談センター

今月の無料相談会重点テーマ
“住宅ローン負担を軽減する”

- ~低金利の今、住宅ローンを見直す絶好のチャンス~
- ① 負担軽減方法の解説
- ② 借換による効果の試算
- ③ 繰上返済による効果の試算
- ④ 見直し方法、プランごとの効果比較

お気軽にご相談ください。

**株式会社
トータルライフサポート**
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間：9:30～19:00 ●定休日：水曜日

TEL 018-827-7611

fax 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>

詳しい
ホームページでも
ご覧いただけます。





が支払われる。つまり、最初から支払う金額を契約によって決められている保険だ。

では、損害保険での基本的な考え方である「実際に発生した損害の実額」(実損)とはどういうものだろうか。損害保険の代表格である自動車保険の対人賠償を例に考えてみよう。

被災者になつて死亡保険金を受ける場合の保険金額は、逸失利益・損害賠償の対象となる事項がなければ得ることができたと考えられる利益)であるため、その金額(実損額)はそれぞの年齢や職業によつて、また、現役世代・子供・老人では当然異なつてくる。

次に、自動車事故によつて相手の車に損害を与えた場合、対物賠償として支払うことになるが、修理金額が100万円かかるとしても、その車が古くなつていて30万円の価値しかないと査定されれば30万円が限度となる。(注1)

これが「実際に発生した損害の実額」(実損)という考え方だ。

(注1)特約で一定の範囲まで補償される場合もある。(対物差額修理費用)

損害保険の分類

では損害保険と言われるものはどんなものがあるのだろうか? 先に述べたように、生命保険では「人」を対象としているのに対し、損害保険では主に「物・財産」を対象にしている。だが、このくくりだけでは片付けられない。まず、損害保険を大別してみると、①物保険、

②人保険、③賠償保険の3種類に分けられる。

①物保険とは

文字通り“物”にかける保険で、その“物”が破損した際の修繕や、買い換える費用を補償してくれるのがこの保険だ。

家の屋根が台風の被害を受けた場合の修理費用や、火災で全焼した場合の建替え費用を補償してくれるのが火災保険」。

自動車を電信柱にぶつけてしまつてバンパーが破損した場合などの修理・交換費用を補償してくれるのが「自動車保険」。これらが物保険にあたる。

②人保険とは

“人”的身体や生命に拘る事故(交通事故やスポーツ中の事故など)を対象とする保険で、死亡保険金(後遺障害の保険金、ケガをした時の入院・通院の給付金を支払うというものだ。

だが、これだけを考えると生命保険の医療保険金と変わらないように見えてしまう。重要なポイントは、「病気では出ない」ということだ。実際勘違いして契約されている方も少なくないので注意が必要だ。

広告等を見て、安い保険料と入・通院の補償に惹かれて加入したものの、病気での入院給付金を請求したところ、災害時だけ適応される補償で病気には補償されないということをその時に知ったというケースも度々ある。

③賠償保険とは

「第三者の身体や物に損害を与えてしまつた場合、賠償金を払わなくてはならない。それは時として、人の命にかかる重大な事故となり、高額な賠償金の請求になりかねない。それを補償するのが賠償保険である。

自動車保険での対人・対物賠償がそれにおける損害賠償事故の補償は、意外にも見落とされていることが多い。是非、検討されることをお勧めしたい。

損害保険の種類

それぞれの生活環境によって、必要とされる損害保険の種類は異なるが、どんなリスクがあるのかをしっかりと考えてプランニングする必要がある。

保険商品として種類は次のようなものがあるが、保険自体が目的ではない。

- ①自動車保険(強制、任意)
- ②火災保険、地震保険(建物、家財)
- ③傷害保険(普通、家族、交通、旅行、レジャー…)
- ④新種保険(所得補償、医療費用、介護費用…)
- ⑤賠償責任保険(個人、法人)
- ⑥積立保険(積立、財形)

保険を考えるとは

今回のテーマは、保険の分類・種類を知ることが目的ではない。それぞれの生活環境の中にあるリスクを洗い出し、適切な対処をするためのワンステップに過ぎない。リスクの洗い出しを先に考える場合、生命保険か損害保険かということは関係ない。保険ありきの保険相談にならないようにしなければならないし、総合的な暮らしの防衛“というスタンスに立つたものではならないはずだ。順番を間違えないように…。



損害保険の契約の問題点について考えてみよう。



来月号は...!